ETCカード
ご利用の手引き
利　用　規　定

■ご利用の手引き ……P1-4
■ETC CARD利用規定……P5-8

ETCは、有料道路のお支払を無線通信で行う、料金システムです。
本カードをご利用いただき、キャッシュレスでドライブをお楽しみください。

ご利用の前に必ずご確認ください

本冊子をよくお読みいただき、内容をご了承のうえ、カードをご利用ください。

有効期限切れのETCカードでは料金所ゲートの開閉バーが開きません。
●新しいカードがお手元に届きましたら必ず古いカードから新しいカードへの差し替えをお願いします。
※古いカードはハサミを入れて破棄願います。

ETCカードはETC車載器へ確実に挿入してください。

ETCカードのETC車載器への抜き差しは走行中は行わないでください。

ETCレーンでは十分な車間距離をとり、ゆっくりと（時速20km以下）ご通行ください。

車から離れるときは、必ずETCカードをETC車載器から取り出し携帯してください。
●車内などの高温な場所に放置するとカードの不良を引きおこす事があり、又盗難の原因にもなります。

■お名前、会員番号、有効期限などをご確認ください。

［ETCカード］

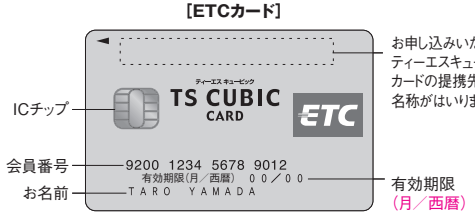

※ETCカードは、カード裏面にサインは必要ございません。

ETCマイレージサービス

ETCマイレージサービスとは、高速道路等の通行料金のお支払い額に応じてポイントがたまり、そのポイントを無料通行分と交換いただける登録制のサービスです。

※ETCマイレージサービスは道路事業者が提供するサービスで、実施している道路事業者は、NEXCO東日本/中日本/西日本、本州四国連絡高速道路株式会社、名古屋高速道路公社、愛知県道路公社、福岡北九州高速道路公社、宮城県道路公社などです。道路事業者ごとに、還元額や付与されるポイント(無料通行分)が異なります。
詳しくは、下記のETCマイレージサービス事務局ホームページにてご確認ください。

■ETCマイレージサービスをはじめるには、次の3つが必要です。

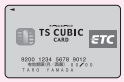

ETCカードのご準備

ETC車載器の
購入とセットアップ

ETCマイレージサービスの
お申し込み※

※「ETCマイレージサービス事務局」のホームページよりご登録いただけます。

■サービス内容のお問い合わせ・お申し込みは

ETCマイレージサービス事務局 https://www.smile-etc.jp/

お問い合わせ ナビダイヤル 0570-010125（マイレイジでゴー!）

携帯・IP電話などでのご利用は、 045-477-3793
(受付:平日・土日祝日9:00～18:00)

自動音声ダイヤル 050-2015-1010
(24時間受付)

■注意事項

- ETCマイレージサービスの還元額からのお支払いには、ポイントが付きませんのでご了承ください。
- おためになったポイントは、ETCカードごとに、所定の還元額(無料通行分)に交換することができます。
  複数のETCカード間でのポイント及び還元額(無料通行分)の合算はできませんのでご注意願います。
- 通行料金のお支払いに充てられる優先順位は、
  ①ETCマイレージサービスの還元額(無料通行分)
  ②ETCカードによる後払い　の順になります。

ETC割引

平日朝夕割引(注)　休日割引　深夜割引　など

(注)事前にマイレージサービスへの登録が必要です。

■ETC割引についての詳細は

ETC総合情報ポータルサイト
https://www.go-etc.jp/

■ETC割引は道路事業者が提供するサービスです。

ETCカードのサービス・活用法

ETCご利用でポイントがたまる　ポイントプラス

ためる

ご利用金額合計1,000円につき10ポイントたまります。有効期間は2年間(ただし、ゴールドカードに紐づく場合は3年間)。

※TS CUBIC CARD(本カード)のご利用とあわせてポイント計算します。
※ポイントは、毎月のご利用代金明細書でご確認いただけます。

つかう

新車購入時などでのキャッシュバックや、キュービックプレミアムのお好きな商品に交換。

●キャッシュバック

トヨタ販売店※1、レクサス販売店、ダイハツ販売会社、日野販売会社などのお店でキャッシュバックできます。

- ●新車※2(クルマ・フォークリフト)のご購入・リース契約、トヨタホームのご購入 ➡ 1ポイント=1.5円
- ●中古車のご購入・リース契約、車検、商品、サービス等 ➡ 1ポイント=1.0円

※1 トヨタ販売店とは、車両販売店、レンタリース店、ホーム店、L&F店などです。
※2 新車とは、販売店ごとの正規取扱車種となります。
※一部対象外の店舗がございます。
※ETC TS CUBIC CARDは、TS CUBIC CARD(本カード)のご利用分と合算されたポイントでのポイントプラス還元手続きとなります。

●キュービックプレミアム

TS CUBIC WEBサイトまたは自動音声応答サービスよりお手続きができます。専用の還元手続書でのお手続きをご希望の場合は、インフォメーションデスク(カード裏面のお問い合わせ先)または自動音声応答サービスよりお取り寄せいただき必要事項をご記入のうえ、ご郵送ください。

- ●たまったポイントはお好きな商品に交換できます。

自動音声応答サービス
0800-700-2722　通話料無料　24時間・年中無休
※携帯電話からもご利用いただけます。
●電話番号はお間違いのないようおかけください。

TS CUBIC WEBサイト ポイントのご案内はこちら
https://tscubic.com/media_233941

ETC TS CUBIC CARDご利用上の注意

●ETCカードはETC専用カードです。
原則、お食事やショッピング（有料道路のサービスエリアなどの売店を含む。）などにはご利用いただけません。ただし、弊社が認めた場合は、この限りではございません。
●ICチップ（金色の部分）を水に濡らしたり、汚したりすると故障・誤作動の原因となりますのでご注意ください。
●有料道路の入口・出口では、必ずETC車載器に同一のETC TS CUBIC CARDを挿入してご利用ください。
●走行中は、ETC TS CUBIC CARDの抜き取り、差し込みを行わないでください。
●ETCゲートは十分な車間距離と時速20km以下の安全な速度で走行してください。
●ETCゲートの開閉バーが開かなかった時には車を絶対にバックさせないでください。
●ETCゲートを通行できなかった場合にはレーンに設置されているインターホン等で係員に連絡し、案内に従ってください。

カード送付台紙の表示内容もご確認ください

お届けの内容に間違いや変更がある場合は、すぐにご連絡ください。

●カード有効期限　●ご利用可能枠
●お支払口座、お支払日　●会員番号、お名前

■ご利用代金のお支払方法
ご利用いただいた通行料のお支払いは、1回払いのみになります。
ご指定の口座（2日または17日）から自動引き落としさせていただきます。
※ETCカードのご請求は、事務処理上、ご利用日からお引き落としまでに、2～3カ月かかる場合がございます。

■カードの更新
カード券面に記載されている有効期限月で自動的に更新いたします。

■年会費
無料

ETCカードに関するお問い合わせは

ETCカード裏面に記載のインフォメーションデスクへお問い合わせください。

■紛失・盗難受付

名古屋 **052-239-2811** 受付時間／24時間・年中無休

●万一、紛失・盗難の際は、すぐに「紛失・盗難デスク」にご連絡ください。
●紛失・盗難による損害をお届けの日から60日前にさかのぼり、それ以降の損害額を補償いたします。
※同時に最寄りの警察署（交番）にもお届けください。

●お電話番号はお間違いのないようおかけください。
●本誌の記載内容は2024年4月現在のものです。
これらは予告なく変更される場合がございますのであらかじめご了承ください。

ETCシステム利用規程については、
ETC総合情報ポータルサイトでご確認ください。
https://www.go-etc.jp/kitei/kitei.html

ETCシステム利用規程実施細則については、
ETC総合情報ポータルサイトでご確認ください。
https://www.go-etc.jp/kitei/saisoku.html

2024年5月

個人用

ＥＴＣ ＣＡＲＤ
利 用 規 定

トヨタファイナンス株式会社

この規約・規定集をよくお読みいただき、内容をご了承のうえ、カードをご利用ください。

－ＥＴＣ ＣＡＲＤ利用規定－

第１条（本規定の趣旨）
本規定は、トヨタファイナンス株式会社（以下「当社」という）が発行するＥＴＣ ＣＡＲＤ（以下「ＥＴＣカード」という）の利用に関する基本的事項を定めるものです。ＥＴＣカードの利用にあたっては、本規定の他、別途道路事業者が定めるＥＴＣシステム利用規程を遵守するものとします。

第２条（ＥＴＣカードの貸与と取扱）
1. 当社は、当社が発行するクレジットカードのうち、当社が指定するクレジットカードの会員で、当社所定の方法によりＥＴＣカード発行の申込を行い、当社が適当と認めた方（以下「会員」という）に対し、会員が指定し当社が認めたクレジットカード（以下「親カード」という）にＥＴＣカードを追加して発行し、貸与します。なお、新たに当社指定のクレジットカードの申込を行う場合、ＥＴＣカードも同時に申込むものとします。
2. 会員は、ＥＴＣシステムの利用にあたっては、親カードに代えてＥＴＣカードを使用することにより、親カードの決済機能を利用することができます。
3. ＥＴＣカードの所有権は当社に帰属します。
4. ＥＴＣカードは、ＥＴＣカード上に表示された会員本人のみが利用することができます。
5. 会員は、貸与されたＥＴＣカードを善良なる管理者の注意をもって使用・保管し、ＥＴＣカード上に表示された会員本人以外の者（以下「他人」という）に、譲渡・質入その他の担保提供・貸与・寄託等のためにＥＴＣカードの占有を移転することはできないものとします。ただし、当社がＥＴＣカードの返却を求めた場合は、会員はこれに応じるものとします。
6. 前項の規定に違反し、ＥＴＣカードが他人に使用されたときは、その利用代金の支払はすべて会員が負担するものとします。

第３条（定義）
本規定における次の用語は、以下のとおり定義するものとします。
①「道路事業者」とは東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社および地方道路公社等の道路整備特別措置法に基づく有料道路管理者のうち、当社または当社とＥＴＣカード発行に関する契約を締結した企業とＥＴＣ決済契約を締結した者をいいます。
②「ＥＴＣシステム」とは、道路事業者所定の料金所において、ＥＴＣカード、車載器、および道路事業者設置の路側システムを利用して料金情報の無線通信を行うことにより、通行料金を自動収受するシステムをいいます。
③「ＥＴＣカード」とは、ＥＴＣシステムの利用者を識別し、車載器を動作させる機能を有する専用カードのことをいいます。
④「車載器」とは、車両に設置し、路側システムとの間で料金情報の通信を行う機能を有する装置のことをいいます。
⑤「路側システム」とは、道路事業者所定の料金所のＥＴＣ車線に設置され、車載器との無線通信により料金情報を授受する装置のこと

をいいます。

第４条（ＥＴＣカードの利用方法）

1. 会員は、道路事業者所定の料金所において、道路事業者が定める方法で当該料金所を通過することにより、ＥＴＣカードでの通行料金支払いができるものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、会員は、道路事業者所定の料金所において、ＥＴＣカードの呈示による通行料金の支払いを求められた場合には、これに応じるものとします。

第５条（ＥＴＣカード利用代金の支払方法）

ＥＴＣカード利用代金の支払方法は１回払に限るものとし、会員は親カードの会員規約（以下「会員規約」という）に定めるところに従い、親カードの利用代金と合算して支払うものとします。

第６条（ＥＴＣカードの利用可能枠）

ＥＴＣカードの利用は、カード利用可能枠の範囲内に限られるものとします。

第７条（利用状況に関する疑義）

1. 当社からのＥＴＣカード利用代金の請求は、道路事業者作成の請求データに基づいて行うものとします。
2. 前項の請求データに疑義がある場合は、会員と道路事業者との間で解決するものとし、当社へのＥＴＣカード利用代金の支払い義務は免れないものとします。

第８条（ＥＴＣカードの紛失・盗難等）

ＥＴＣカードの紛失・盗難等により他人にＥＴＣカードが利用された場合の会員の責任については、親カードの会員規約第 15 条を準用するものとし、同条による補償の適用が受けられない場合は、すべて会員において負担するものとします。なお、会員が、ＥＴＣカードを車内に放置していた場合、紛失・盗難等について、重大な過失があったものとみなします。

第９条（年会費）

会員は、ＥＴＣカードの利用にあたっては、当社所定の期日に当社所定の年会費を支払うものとします。なお、支払済みの年会費は、理由の如何を問わず返還しないものとします。

第 10 条（ＥＴＣカードの有効期限）

1. ＥＴＣカードの有効期限は、当社が指定するものとし、ＥＴＣカード券面に表示した月の末日までとします。
2. 当社は、ＥＴＣカードの有効期限までに退会の申出がなく、かつ当社が引続き会員として適当と認めた会員に対して、有効期限を更新した新たなカード（以下「更新カード」という）を送付します。なお、ＥＴＣカードの有効期限の 13 ヶ月前に属する月の１日から有効期限の２ヶ月前に属する月の末日までにＥＴＣカードの利用がない場合、当社は会員へ通知のうえ、更新カードを送付しないことができるものとします。
3. 会員は、更新カードの送付を受けたときは、当社が特に指示した場合を除き、従前のカードを利用期限到来の有無にかかわらず、会員の責任において、切断する等利用不能の状態にして処分しなければならないものとします。
4. ＥＴＣカードの有効期限前におけるＥＴＣカード利用に基づく債務の支払いについては、有効期限経過後も本規定を適用するものとします。

第 11 条（ＥＴＣカードの退会）

1. 会員は当社所定の方法によりＥＴＣカードの退会をすることができます。この場合、直ちにＥＴＣカードその他当社からの貸与物を返還し、当社所定の手続を行います。
2. 会員が親カードを退会し、または親カードの会員資格を喪失した場合は、当然にＥＴＣカードも退会となります。なお、この場合、当該会員に係る家族会員に貸与されているＥＴＣカードも同様に当然に退会します。この場合、会員は、ＥＴＣカードについて別途当社所定の退会手続きを行う必要はありませんが、退会後ＥＴＣカードを直ちに当社に返還します。
3. 会員は、第１項または第２項による退会または会員資格の喪失の後に会員がＥＴＣカードを利用した場合にも、第５条に基づきＥＴＣカード利用代金を支払います。
4. 第１項および第２項にかかわらず当社がＥＴＣカードを返還しない対応を認めた場合、会員は、ＥＴＣカードを切断し利用不能の状態

にして処分します。

第 12 条（再発行）

ＥＴＣカードの紛失・盗難・毀損等により会員がカード再発行を希望した場合、当社は再発行について審査の上これを認めた場合のみカードを再発行します。この場合、会員は当社所定の再発行手数料を負担するものとします。

第 13 条（利用停止措置等）

会員の本規定または会員規約に違反した場合、ＥＴＣカードの利用状況が適当でない場合等におけるＥＴＣカードに関する利用停止および返還もしくは回収の措置については、会員規約第 19 条を準用するものとします。

第 14 条（免責）

当社は、ＥＴＣカード利用代金の決済に関する事項を除き、ＥＴＣシステム、車載器、その他車両運行に関する紛議の解決あるいは損害の賠償にかかる責任は負わないものとします。

第 15 条（道路事業者による請求）

1. 第 5 条の規定にかかわらず、当社と道路事業者との間で特に必要と判断した場合は、道路事業者から会員に対し、ＥＴＣカードの利用にかかる代金を請求することがあります。
2. 会員は、前項の目的に必要な範囲で、当社が道路事業者に対して会員の属性およびＥＴＣカードの利用に関する情報を提供する場合があることに予め同意するものとします。

第 16 条（規定の変更）

当社は、社会情勢もしくは経済・金融状況の変動、ブランド所定ルールもしくは法令の変更、カード決済スキームの進展に対応するためその他の必要があるときには、民法に定めるところに従い、本規定を変更する旨、変更後の本規定の内容およびその効力発生時期を、予め当社ＷＥＢサイトに公表する方法その他の相当な方法によって周知することにより、本規定を変更することができるものとします。

第 17 条（会員規約の適用）

本規定に定めのない事項については、親カードの会員規約に定めるところによるものとします。

第 18 条（一体型カード）

1. 当社のクレジットカードの機能と、ＥＴＣシステムの利用者を識別し、車載器を動作させる機能を一枚で提供するカード（以下「一体型カード」という）の利用に関する基本的事項は、本条に定めるとおりとします。
2. 一体型カードの利用にあたっては、前各条について、次項に定めるものを除き、「ＥＴＣカード」を「一体型カード」と読み替えたうえで準用するものとします。
3. 一体型カードの利用にあたっては、第 2 条第 1 項、第 2 条第 2 項、第 5 条、第 7 条第 1 項、第 11 条第 1 項、第 11 条第 2 項および第 17 条を以下のとおり読み替え、第 4 条第 3 項を以下のとおり追加し、第 3 条第 1 項第 3 号を削除したうえで、準用するものとします。

①第 2 条第 1 項

「当社は、本規定および当社が発行するクレジットカードの会員規約（以下「会員規約」という）を承認の上、当社所定の方法により一体型カード発行の申込を行い、当社が適当と認めた方（以下「会員」という）に対し、一体型カードを発行し、貸与します。」

②第 2 条第 2 項

「会員は、ＥＴＣシステムの利用にあたっては、一体型カードを使用することにより、会員規約に定める決済機能を利用することができます。」

③第 4 条第 3 項

「ＥＴＣシステムと当社のクレジットカードの両方を取り扱う料金所では、原則として、ＥＴＣシステムの利用として取り扱うものとします。」

④第 5 条

「前条による一体型カード利用代金の支払方法は 1 回払に限るものとし、会員は会員規約に定めるところに従い支払うものとします。」

⑤第 7 条第 1 項

「当社からの第 4 条による一体型カード利用代金の請求は、道路事業者作成の請求データに基づいて行うものとします。」

⑥第 11 条第 1 項
「会員が、クレジットカードの会員を退会し、または会員資格を喪失した場合、一体型カードの会員資格も喪失します。」
⑦第 11 条第 2 項
「会員は、第 1 項による退会または会員資格の喪失の後に会員が一体型カードを利用した場合にも、第 5 条に基づき一体型カード利用代金を支払います。」
⑧第 17 条
「本規定に定めのない事項については、会員規約に定めるところによるものとします。」

第 19 条（道路事業者所定の料金所以外での利用）

第 4 条の規定にかかわらず、会員は、当社が別途認める場合に、ＥＴＣカードを道路事業者所定の料金所以外での支払いに利用すること（以下「有料道路外利用」という）ができます。この場合、会員は、本規定および別途有料道路外利用にかかるサービスを提供する事業者が定める利用規約等（本規定に反しない内容に限る）に従って、ＥＴＣカードを利用するものとし、当社は、ＥＴＣカード利用代金の決済に関する事項を除き、有料道路外利用にかかるサービス、ＥＴＣシステム、車載器、その他車両運行に関する紛議の解決あるいは損害の賠償にかかる責任は負わないものとします。

※この利用規定に同意いただけない場合は、退会手続をとらせていただきますので、その旨お書き添えの上、カード利用前にカードを切断し利用不能の状態にして当社へご返却下さい。

（取扱カード会社）
トヨタファイナンス株式会社

2024 年 5月版　1207323